

鹿 児 島 県 公 報

令和4年1月18日（火）第278号の2



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告	示	
○廃棄物が地下にある土地に係る指定区域の指定	（廃棄物・リサイクル対策課取扱い）	1
○保安林の指定の解除（4件）	（森づくり推進課取扱い）	1
○救急病院等の認定	（保健医療福祉課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	（高齢者生き生き推進課取扱い）	3
○家畜伝染病の発生	（畜産課取扱い）	4
○土地収用法による事業の認定	（監理課取扱い）	4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（北薩地域振興局取扱い）	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止	（大隅地域振興局取扱い）	6
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	（大隅地域振興局取扱い）	6
○落札者等の公告	（県立病院課取扱い）	6
○遊技機の型式の検定の告示	（生活安全企画課取扱い）	7
○鹿児島県公報第226号の4（令和3年7月16日付け）の一部訂正（※）	（税務課取扱い）	7

告 示

鹿児島県告示第37号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域を指定する。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

1 指定区域

いちき串木野市冠嶽字座頭山10655番1の一部、10655番2の一部、10656番1の一部、10657番の一部、10659番1の一部、10660番の一部、10662番2の一部、10817番3の一部及び10818番の一部

2 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号に規定する埋立地

鹿児島県告示第38号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 4 年 1 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3075番 8 ・ 3075番 9 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第39号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 4 年 1 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3092番 1 ・ 3092番 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第40号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 4 年 1 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3075番 8 ・ 3075番 9 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため
(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第41号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和 4 年 1 月 18 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 解除に係る保安林の所在場所
南さつま市金峰町高橋字上ノ山3092番 1 ・ 3092番 2 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)

- 2 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 3 解除の理由
河川管理施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南さつま市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第42号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 病院の名称及び所在地

病 院 の 名 称	所 在 地
上村病院	薩摩川内市東開聞町9番22号

- 2 認定の有効期限

令和7年2月20日

鹿児島県告示第43号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設青雲荘	始良市西餅田3024番地1	社会医療法人青雲会	始良市西餅田3024番地1	川井田 浩	令和3年11月30日	通所リハビリテーション
たけうちクリニック	始良市西餅田140番地	医療法人健育会	始良市西餅田140番地	竹内 教能	令和3年12月31日	短期入所療養介護

鹿児島県告示第44号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
介護老人保健施設青雲荘	始良市西餅田3024番地1	社会医療法人青雲会	始良市西餅田3024番地1	川井田 浩	令和3年11月30日	介護予防通所リハビリテーション
たけうちクリニック	始良市西餅田140番地	医療法人健育会	始良市西餅田140番地	竹内 教能	令和3年12月31日	介護予防短期入所療養介護
介護付有料老人ホーム菱の里	曾於郡大崎町菱田2780番地1	有限会社菱の里	曾於郡大崎町菱田2780番地1	児島 力	令和3年12月31日	介護予防特定施設入居者生

鹿児島県告示第45号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 ヨーネ病（牛）

家畜の種類 牛

患畜及び疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所	発生日月日
患畜	1	大島郡与論町	令和3年12月27日

鹿児島県告示第46号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和4年1月18日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 起業者の名称
知名町
- 2 事業の種類
知名町庁舎建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
鹿児島県大島郡知名町大字知名字阿賀利宗，字淵之俣及び字モキ地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号の要件への適合性について
知名町庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が設置する庁舎に供する施設に該当する。
したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - (2) 法第20条第2号の要件への適合性について
本件事業は、知名町議会の議決を経て予算財源措置を講じていることから、起業者である知名町は、本件事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。
 - (3) 法第20条第3号の要件への適合性について
ア 得られる公共の利益
現庁舎（昭和38年竣工）は、老朽化が著しく耐震化が未実施であることから、災害発生時における住民支援及び復旧・復興対策の拠点となる庁舎として機能不足であり、防災機能の強化が喫緊の課題となっている。
また、防災機能の問題点だけでなく、バリアフリーなどユニバーサルデザイン非対応の庁舎構造、執務室の狭あい及び窓口の分散に伴う利便性の低下並びに業務の非効率化といった問題も生じている。
こうした課題に対応するため、新庁舎を被災の可能性を最大限抑制する構造とすることで、災害時に防災拠点機能を発揮し、業務継続計画に基づいた復旧及び復興対応業務に早急に取り組むことを可能にし、新庁舎と近接する指定緊急避難場所（おきえらぶ文化ホール）と併せた拡張性のある弾力的な避難所運用が可能となる。
また、多種多様な要素を持ったユーザーを対象とするインクルーシブデザインを図った設計や、利用者動線を考慮した窓口の配置により、誰もが利用しやすい庁舎となることが期待できる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）及び鹿児島県環境影響評価条例（平成 12 年鹿児島県条例第 26 号）に基づく環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、任意で知名町教育委員会が起業地内の調査を行った結果、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）における希少な野生動植物の生息及び植生の存在は確認されておらず、本件事業の施行による環境への影響は少ない。

また、文化財については、知名町教育委員会が調査を行った結果、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）による周知の埋蔵文化財包蔵地の存在は確認されなかった。起業者は、今後工事中に埋蔵文化財と思われるものを発見した際には同法第 97 条の規定に基づき知名町教育委員会に通知の上、協議することとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、①防災拠点及び災害応急活動施設として機能を発揮できること、②自動車や公共バスのアクセスを考慮した駐車場確保及び将来的な施設の集約化等を見据えた弾力的な運用を可能とする立地であること、③庁舎建設費用のほか、維持管理費用及びランニングコスト等の将来的な負担を考慮した経済的合理性が図られること、④自然エネルギー及び省エネルギー等の活用により環境負担への軽減が図られること、⑤周辺の公共施設との連携により利用者の利便性向上に寄与するものであることを基本条件として、3つの候補地を総合的に比較検討し、起業地として選定している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第 20 条第 3 号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第 20 条第 4 号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、現庁舎は老朽化が著しく耐震化が未実施であることから、地震等の災害によって損壊又は倒壊し、防災拠点としての機能を果たすことができなくなる危険性を有するだけでなく、ユニバーサルデザイン非対応の庁舎構造、執務室の狭あい及び窓口の分散により、利便性の低下及び業務の非効率化の問題が生じている。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第 20 条第 4 号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり本件事業は、法第 20 条各号の要件を全て充足すると判断される。

5 法第 26 条の 2 第 2 項の規定による図面の縦覧場所

知名町役場総務課

北薩地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 1 月 18 日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
GREEN	出水市向江町21番26号	株式会社पालette	出水市向江町21番26号	川島 里菜	令和 4 年 1 月 1 日	生活介護

大隅地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 4 年 1 月 18 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
地域サポートセンターゆいネット輝北	鹿屋市輝北町市成4130番地	特定非営利活動法人ゆいネット輝北	鹿屋市輝北町市成4130番地	吉水 勝彦	令和 3 年 12 月 31 日	就労継続支援 B 型

大隅地域振興局告示第 2 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 4 年 1 月 18 日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
わんぴーすしぶし	志布志市志布志町安楽字中原4702番地3	株式会社SMK	曾於市末吉町南之郷136番地2	山口 伸次	令和 3 年 12 月 13 日	就労継続支援 B 型

公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和 4 年 1 月 18 日

鹿児島県県立病院事業管理者 福元俊孝

- 随意契約に係る物品等の名称及び数量
医事会計システム関連機器等 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県県立病院局県立病院課経営企画班
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和 3 年 12 月 17 日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
ソフトマックス株式会社
鹿児島市加治屋町12番11号
- 随意契約に係る契約金額
52,558,000円

6 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号該当

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第 2 号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 20 条第 4 項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号）第 6 条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 4 年 1 月 18 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P キャプテン翼若林 9 9 V e r R E Y 2	株式会社サンセイアールアンドディ	1P0623
ぱちんこ遊技機	P A 巨人の星 明子 2 0 0 0 V e r R A Y	株式会社サンセイアールアンドディ	1P1194
ぱちんこ遊技機	P あぶない刑事 N - Z Y T 3 5 0	株式会社ニューギン	1P0717
ぱちんこ遊技機	P おばけらんど 2 0 2 2 G C C	株式会社ソフィア	110106
回胴式遊技機	S R Y U K Y U B e a t - 3 0 F R	株式会社ロデオ	1S1418

正 誤

令和 3 年 7 月 16 日付け鹿児島県公報第 226 号の 4 中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
3	下から 22 行目	車体番号	車台番号